

ILOにおける審議をめぐって

水野 順一郎



ただいまご紹介にあずかりました厚生労働省の水野と申します。よろしくお願いたします。私は今回、総会にILO総括担当ということで参加させていただきまして、委員会につきましては特定の委員会を担当するというわけではなかったわけですが、主に決議委員会等政治的色彩の濃い委員会に出ているところでございます。今日は協同組合の促進ということについて、ILO担当ということでお話しさせていただきたいと思えます。

さて、本年の総会の技術議題の一つとして、昨年に続いて協同組合の促進が議論されたところでございます。協同組合の促進につきましては、2001年の総会の議題に取り上げるということを決めたのは、1999年の3月の理事会ということでございます。協同組合活動の促進が技術議題に選択された背景としましては、グローバリゼーションや経済自由化、あるいは地方分権化といった世界的な潮流の中で、1966年に採択された開発途上国における協同組合に関する第127号勧告というものが時代遅れの勧告になってしまっているということがございまして、協同組合が新たな環境に適應して加盟国に利益をもたらすとともに、経済開発や貧困緩和に重要な役割を果たせるようにするため新たな勧告を策定する必要が生じたからということになっております。

協同組合は雇用創出や社会開発に重要な役割を果たしており、これまで農業、金融、保険といった分野において活発に活動を行ってきたところでございます。最近では情報技術といったような新しい分野についても協同組合が参入、あるいは設立されつつあるというふう聞いております。協同組合が、特に地域に密着したサービスを提供する、あるいは単なる営利目的以上に社会的意義のあるサービスを提供していくといった特色を有することについては、これはもう皆様ご承知のところでございます。

昨年の総会以降本年の総会までの流れとしましては、昨年の議論に基づいて事務局のほうから勧告案が加盟国に提示されたところでございますが、これとともに質問表が送られ、それに対して回答を求められ、その回答に基づいてさらに新しく修正された勧告案が提示された。そして、その修正案に基づいて本年の総会が討議されたという形になっております。今日は、この修正勧告案に対して日本政府がどういうふうを考えていったのか、これをお話しした上で総会の討議についてお話しするというところでございますので、その討議にあたって議長がどのような方針で臨んでいたのか、あるいは各国政府はどういったことを考えていたのか、さらには勧告案が討議を通じてどのように修正されていったのか、といったことについてお話しさせていただきたいと思えます。

まず政府の方針としましては、今回の協同組合の促進に関する勧告案に対する総括的な意見とし

まして、「グローバル化の進展，世界的な経済情勢の悪化に伴う雇用情勢の変化，金融システムの発展，協同組合を取り巻く環境は第127号勧告採択時から大きな変化を見せている。こうした状況を踏まえ，当該勧告を時勢に合致した新しいものとなるようつくり替えるというILOの取り組みをわが国政府は支持するものである」というものでございました。これはさきほど申し上げたとおり，今回の勧告改正の背景に対するILOの対応は至極当然のものであるということでございます。

これに続きまして2点ほど付け加えられているものがございまして、「しかしながら本勧告案の主たる対象はILOの構成員以外の団体となっており，本勧告案はその促進に関して政・労・使がとるべき行為を規定するものであることから，その内容についてはILOのマンデートを逸脱したものとにならないよう十分に注意する必要がある」というものでございます。これも当たり前といえば当たりのことではございますが，そもそもILOの構成メンバーというのは加盟国の政・労・使なわけですが，協同組合の促進に関する勧告というものはこれ以外の協同組合というものを対象にしている。そういう意味で，通常のILOの勧告とは性格がちょっと違っている文書であるということがございます。こういう面からいっても，勧告の規定については慎重に吟味しなければならないところであるということで，そのへんを十分に生かして討議をしていく必要があったのではないかとこのところでございます。

もう一つは，「なお，文書の採択にあたっては，新文書がILOの活動目的に合致するとともに，社会的・経済的発展の度合いの異なるさまざまな国において活用できる柔軟なものとすべきである」というものでございます。これもそのまま意味としては当たりのことをいっているだけの話でございますが，協同組合の位置づけというものは，各国国内においてそれぞれ発展段階，あるいは生活様式とか文化慣習があり，さまざまな国があるわけでそれぞれ位置づけというものがまったく異なっているわけですから，そういった国々すべてが同じ文書を分かち合えるような形にしていかなければならないということでございます。この点につきましては，具体的に詳細な規定を置かないと実効性が担保できないのではないかとといったような意見もあるかとは思いますが，今回の勧告の改正の意図というものが雇用の創出等に役立つ協同組合活動を促進するというところでございます。規制目的というよりは促進的な目的として積極的な意義を持つという点から見れば，包括的で弾力的な規定の仕方のほうが好ましいのではないかと考えている次第であります。

次に議事の進行といいますか，討議の流れでございますが，まず議事進行につきまして議長がどのような点について留意していったのかということが冒頭にございましたので，それについてちょっとご紹介したいと思います。まず，議長，副議長，報告者がどのような構成になっていたのかということをご紹介したほうがいいかと思いますが，議長につきましてはポーランド政府のフリツキー・ウイックという方でございます。副議長は労と使からでございますが，労働者側が南アフリカの Patel という方，使用者側がフィリピンのタンという方でございます。さらに報告者というものがございまして，これはフィンランド政府のライビオという方でございます。

議長が委員会の冒頭におきまして申したこととしては，「勧告案は現在の現実を反映していなければならないし，あいまいであったり不必要な言及があってはならない」ということであります。さらに，議論を行う際に次の五つの点について重視するといっておきまして，その五つの点というのは，まず，普遍的な内容でなければならない，二つ目として，意図あるいは使用している言葉と

といったものの意義については明確でなければならない、三つ目につきましては、既存のILO条約や勧告は協同組合の労働者にも適用されるものである、四つ目としましては、協同組合に特別な権威を与えるようなものではなく、他の形態の事業主体と同じ条件で競争できるようなものにする、さらに五つ目としましては、雇用創出と持続可能な開発における協同組合の活動を促進するような内容でなければならない、というようなものでございました。

使用者側の副議長は、勧告の範囲、定義、目的といった部分について、すべての形態の協同組合に適用されるべきであるという提案をしております、地域的なガイドラインや法制化というものについては非常に困難であるとしております。さらに、雇用創出と経済安定のために協同組合の設立を促進するという点にこの文章はとどめるべきである、といった提案がなされております。

このあとは一般討議で各国政府からさまざまな意見が出たところでございます、それぞれ各国政府がどういったことを考えてこの勧告案の討議に臨んだのかということが鮮明に出ておりますので、その概要について紹介させていただきたいと思います。

まず、エジプト政府ですが、協同組合には数千万人が加入しており、非常に多数の人がかかっているということで、その重要性について言及していました。ブラジル政府につきましても、雇用創出という点から協同組合の重要性について言及してありました。英国政府は英国最大の農業団体が協同組合であると指摘しております、勧告案を歓迎すると発言しております。

カナダ政府につきましましては、重要な争点となっていた協同組合の定義について、1995年に国際協同組合同盟という組織が採択した文書と同じ定義にするべきであると発言してありました。ナイジェリア政府でございますが、ナイジェリアでは適切な法制化の準備を進めているところであるという発言がございました。ナミビア政府については、不利益を被っている集団に対する特別な規定を置くべきではないかという発言をしております。コスタリカ政府も開発のために重要なものであるという似たような発言をしております。米政府も協同組合促進の重要性というものを認識していると、牛乳、穀物等といったものについての販売に関する協同組合が特に重要だというような発言をしております。

途上国のパナマ政府でございますが、ちょっと異なる側面から発言をしております、協同組合というものが国家の開発に重要な役割を果たしているとしています。開発途上国において共通の課題ではありますが、地方から都市への人口流入が非常に問題になっており、協同組合が地方における雇用の創出に役立つため、これを緩和するような点で役に立っているということを発言しております、協同組合の発展を支援するべきであるとしています。さらにパナマでは協同組合の運営者の30%を女性が占めていると発言しております。ドミニカにおいても地域開発に役立っているということで、農業技術において特に役立っていると発言しております。エルサルバドルでございますが、協同組合が障害者の雇用創出に役立っており、さらにはジェンダーの均一化といった点にも役立っていると発言しております。ベニン政府でございますが、法制の近代化に取り組んでいるところであると発言をしております。

途上国からの発言が多いわけですが、インド政府では協同組合というのは農業信用、金融的なものでございますが、こういったものとか、あるいは牛乳を集荷したり日用品を販売するといった分野について重要であるということでございまして、インドでは約100年前からすでに協同組合法と

いうものを施行して、健全かつ持続的な成長のために支援をしてきたのだと発言しております。南アフリカ政府の場合は、金融関係の信用組合といいますか、こういったものを通じて貧困者に融資へのアクセスを提供するという点で協同組合というのは非常に重要であるという点で、その他に重要なものとして消費者協同組合をあげております。トリニダードトバゴ政府については、協同組合から信用を受けている事業は大きな金融機関からの融資というのはなかなか難しいというのが実情でございますが、特にインフォーマル・セクターについて融資と信用にアクセスする機会を提供しているということで重要であるというようなことを発言しております。以上、各国政府の発言の概略について御紹介いたしました。主として発言していたのは途上国からの政府でございますが、以上のような点において協同組合活動というものが自国において重要な役割を果たしているという発言でございました。

次に討議概要でございます。具体的に勧告の内容にどのような修正が加えられていったかということでございます。事務局の方からの資料として今回の勧告案などが含まれておりますので、そちらのほうをご参考にご覧いただけたらと思います。

前文関係では、二つ目のパラグラフというものが新しく挿入されたものでございます。内容は雇用創出と経済活動への貢献、これについての協同組合の重要性について記述するべきであるということで、使用者側から提出された修正案に従って修正がなされたところでございます。第3パラグラフも新たに加えられたものでございます。これはさまざまな形態の協同組合というものがございしますが、これがすべての人びとの経済・社会開発への参加を促すようなものであるべきであるという趣旨のものでございます。これについてはブラジル・コスタリカ・ドミニカ・エジプト・イスラエル・ケニア・レソト・モザンビーク・ナイジェリア・ポーランド・南アフリカ・ウルグアイ、今あげた国というのが一体になって途上国側として意見を出していたところでございますが、これらの国から出された修正案に従って修正がなされたところでございます。

次に第4パラグラフについても修正がなされております。ワールドコミッションといったものについても今ILOでいろいろ討議されているところでございますが、中身的には、グローバリゼーションによってもたらされた便益の配分が平等になされるべきであるという趣旨のことを書き込むべきである、という修正案が途上国から出されて修正されております。第5パラグラフは88が89になっていて、技術的な字句・語句の誤字訂正がなされております。第6パラグラフではいくつかの関連するILO条約が列挙されておりますが、これについていくつか追加がされております。

第2条関係でございますが、ここでは協同組合が任意に組織されるべきであるということ、それから民主主義的に運営されるべきであるという2点が、先進国側のカナダ・フィンランド・フランス・日本・オランダ・スペイン・スウェーデン・トルコ・イギリスから、さきほど申し上げた国際協同組合同盟の定義に基づいた定義がなされるべきであるという修正案によって修正されております。3条関係では、(a)のところに協同組合が社会的責任を果たすべき存在であるという意味のことを書き込むべきであるということで、これも先進国側から国際協同組合同盟の定義に基づいて修正案を提出し修正されたところでございます。

4条関係では、柱書きの部分において構成員だけではなくて協同組合そのものも支援の対象とするべきであるという主旨から、途上国側から修正案が出されて修正されております。それから(c)

のところで、新たな項として協同組合のビジネスとしての潜在能力といったものについて先進国側から文書の挿入が提案されているということであります。(d)のところで、市場や金融組織といったものへのアクセスとともに競争力も強化させるべきであるということ、メキシコから修正案が出されて修正されております。6条関係は技術的な話が多いところでございます。

それから10条以下でございますが、これは規定として政府が主体としてやっていくべきだというような形の修正がなされておりました、10条では加盟国政府が必要なときに法制度の整備をするべきであるというような書きぶりになっておりますし、11条では政府が施策を講ずるべきだという形の修正になっておりました、特に(2)の中にいろいろな施策が一覧であがっているわけですが、その中の(i)のところに販路拡大等、市場へのアクセスに関して挿入するべきだというメキシコからの提案がございまして挿入されております。14条においては、使用者団体・労働者団体といったものが講ずるべきことについて規定されておりますが、協同組合の意義について認識し、協同組合促進を行うべきだというような規定がなされております。あとはだいたい技術的な修正がなされているところでございます。

この委員会の報告というのは最後に本会合のほうに報告されるわけですが、その際の議長総括を紹介したいと思います。ここで議長は、「協同組合は個人の経済力の拡大に有効なものであるが、委員会としてはILO加盟国のすべての要請に応える文書として共通の社会的ゴールを目指すものを作成する必要があった」というふうにしております。そして、「新しい勧告が貴重な土台となって雇用創出に有益であることを期待している」としておりました、冒頭の日本政府が考えているものとおおむね共通しているというふうに考えております。以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

(みずの・じゅんいちろう 厚生労働省大臣官房国際課課長補佐)

規制緩和と 労働者・労働法制

令 隆井 萬
滋 脇田
道一 賀伍


編

A5判・並製
定価（本体3800円＋税）

**労働法制の規制緩和は
働く者に
どのような影響を
与えるか**

〔主な内容〕

- 第一章 規制緩和政策と社会的人権
ならびに労働法の課題
- 第二章 雇用の弾力化・規制緩和の
展開と労働者
- 第三章 雇用の流動化・規制緩和を
めぐる理論の諸相
- 第四章 労働者保護法制と規制緩和
―現状と課題

 旬報社

東京都文京区目白台2-14-13 電話03(3943)9911 FAX03(3943)8306